一資 料一

フランス「持続可能な発展の国家戦略」(SNDD) の 2006 年改定とその後の動向

国土交通課 中渡 明弘 政治議会課憲法室 鈴木 尊紘

目 次

I 解説

- 1 「持続可能な発展の国家戦略 (SNDD)」の 2006 年改定
- 2 SNDD の 2006 年改定後の動向
- Ⅱ フランス「持続可能な発展の国家戦略 2003-2008」(2006 年 11 月 13 日改定)の行動プログラム「農業と漁業」(農業関連部分訳出)

国立国会図書館調査及び立法考査局 レファレンス 2011.4 53

I 解説

国土交通課 中渡 明弘

1 「持続可能な発展の国家戦略 (SNDD)」の 2006 年改定

(1) 改定の概要

2006年11月13日、ドミニク・ド・ヴィルパン首相(当時)の下に招集された「持続可能な発展の省庁間委員会(CIDD⁽¹⁾)」により、SNDD⁽²⁾の改定が採択された。改定の趣旨は、EUとの間で公的な政策の一貫性を図るため、当初のSNDD(2003年策定)について、同年6月に欧州評議会で採択されたEUの改定「持続可能な発展戦略」に掲げられた7つの挑戦⁽³⁾をもとに、新たに編成し直すというものである。改定されたSNDD(2006年版)は、「戦略の目的と手段」、「フランスの持続可能な発展の12指標」⁽⁴⁾、「行動プログラム(10項目)」の3つから構成される⁽⁵⁾。

(2) EU「持続可能な発展戦略」とフランス SNDD (特に「農業と漁業」の関わり) フランス SNDD の 2006 年改定は、EU 加盟国の中で、EU の「持続可能な発展戦略 (2006年改定)」に対応した最初のケースとなった (6)。 EU の持続可能な発展戦略 (2006年改定)、特に、その中の7つの挑戦の内容が、今回訳出した SNDD (2006年改定)の行動プログラムの「農業と漁業 (Agriculture et pêche)」 (7) にどのように反映されているか、具体的に見てみると次のとおりである。

まず、EUの持続可能な発展戦略(改定)の7つの挑戦のうち、農業や漁業に関係するものとしては、「天然資源の保全と管理」及び「公衆衛生」の2つがあげられる⁽⁸⁾。

「天然資源の保全と管理」では、再生能力を超えない範囲で持続可能な資源の使用、ヨハネスブルク地球サミットのアクション・プラン(2002年)に沿った海洋エコシステムの回復(2015年まで)、魚類・土・水・大気などの天然資源の乱開発の防止、生物多様性の損失割合の大幅な削減(2010年まで)などを目標に掲げ、その行動内容として、地域開発の新たなプログラム、改定共通漁業政策、有機農法や動物福祉のための新たな立法上の枠組み、バイオマス行動計画

⁽¹⁾ CIDD : Comité interministériel pour le développement durable

⁽²⁾ SNDD: Stratégie nationale de développement durable. フランスは、2002年のヨハネスブルク・サミットのコミットメント (公約) に従って、2003年6月3日、最初のSNDD (2003-2008年) を採択した。フランス「持続可能な発展国家戦略」(SNDD) の策定の経緯、2003年採択のSNDDの内容等については、鈴木尊紘「II-4 フランス(第二部-1 地域及び各国レベルの持続可能な発展戦略策定状況)」『持続可能な社会の構築―総合調査報告書―』国立国会図書館調査及び立法考査局、2010、pp.75-77、が詳しい。

^{(3) 7}つの挑戦とは、①気候変動とクリーンエネルギー、②持続可能な交通、③持続可能な生産と消費、④天然資源の保全と管理、⑤公衆衛生、⑥社会的統合、人口と移住、⑦世界的な貧困と持続的な発展の挑戦である。(Council of the European Union, *Review of the EU Sustainable Development Strategy (EU SDS) - Renewed Strategy (10917/06)*, Brussels, 26. June. 2006. http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/06/st10/st10117.en06.pdf)

^{(4) 「}住民1人あたりのGDP成長」、「温室効果ガスの排出の抑制」など12の指標を掲げ、2006年現在、フランスが各指標に照らしてどのような状態にあるのかについて詳細に記述している(鈴木 前掲注(2), p.76.)。

⁽⁵⁾ Média terre, *Actualisation de la Stratégie nationale de développement durable française*, France, 13. Novembre, 2006. http://www.mediaterre.org/france/actu,20061113134928.html

⁽⁶⁾ *ibid.*

⁽⁷⁾ République Française (Ministère de l'Ecologie et du Développement Durable), *Stratégie Nationale de Développement Durable 2003-2008(actualisation novembre 2006): Programmes d'actions, 2006*, pp.65-69 (Agriculture et pêche). 行動プログラム 10 項目のうち、7 番目に記載されている。

⁽⁸⁾ 前掲注(3)

を通じて、農業及び漁業の分野で更に努力する ことなどをあげている⁽⁹⁾。

また、「公衆衛生」では、健康への脅威に対する保護の向上、食品表示の見直しを含む食品・飼料規制の改善、動物の健康と福祉の促進、農薬を含む化学物質の安全な製造と使用(2020年まで)などを目標に掲げ、その行動内容として、例えば、食品規制の場合、食品と飼料の安全に関する規則(EC178/2002)の第14条及び第15条に従って更なる改善を図ること、特に、遺伝子組換えの食品や飼料について、EU加盟国、ステークホルダー、公衆に対して、リスクの評価や管理に基づいて決定されることを保証するため、それらの生産と使用のシステムを改善することなどをあげている(10)。

次に、EUの「天然資源の保全と管理」及び「公衆衛生」の内容(目標や行動内容)をフランス SNDD(2006年改定)のアクションプログラム「農業と漁業」の中で位置づけると、以下のようになる。

「天然資源の保全と管理」については、行動プログラム「農業と漁業」のI.A「持続可能な農業のための新たなマネジメント手法」の目標1(生物多様性に係る国家戦略(SNB(11))の農業の行動指針の実行)、同9(生産システムの有益な生物多様性の保護等)、同10(動物の遺伝的資産の保護)及びI.B「持続可能な海面漁業に向かって」の目標2(漁船団と漁獲との均衡の研究)、同3(漁場における入漁枠の規定と実施)などの目標や行動指針に反映されている。

また、「公衆衛生」については、I.A の目標 8 (農業生産物及び食品の公衆衛生上の品質改善の観点からの監視等)及び I.C 「海及び陸地での養殖:持続可能な発展方法の開始」の目標 2 (衛生的で安全かつ高品質な生産物の供給の保証)などの目標や行動指針に反映されている。

(3) 改定後の SNDD の評価

SNDD の行動プログラムは、2003-2008 年の6年間において、全体を通して87%のプログラムが実行または達成されたが、社会問題に関わるプログラム(実施率:約63%)と経済活動に関わるプログラム(実施率:約60%)については、実施率が相対的に低かったことから、戦略上弱い部分であることが明らかになった(12)。

2 SNDD の 2006 年改定後の動向

(1) 環境グルネル会議及び環境に係る新法の制定

SNDDの2006年改定後、その履行期限(2008年)が迫る中、次期SNDDの策定を視野に、2007年7月、環境・エネルギー・持続可能な開発・海洋省を始めとする3つの省の大臣が運営する「環境グルネル会議(Grenelle de l'environnement)」が開催された。同会議では、気候変動や生物多様性など、テーマ別に6つのワーキンググループ(各グループは、政府、地方公共団体、NGO、労働組合等の各ステークホルダーの代表者40人ずつから構成)で議論が行われた。最終的に、環境グルネル会議の結論は、環境に

⁽⁹⁾ 同上;和達容子「政策文書の紹介:改訂 EU 持続可能な発展戦略の概略」『長崎大学総合環境研究』2007, pp.77-78; 木戸裕「Ⅱ-1 EU (第二部-1 地域及び各国レベルの持続可能な発展戦略策定状況)」『持続可能な社会の構築』 前掲注(2), pp.62-64.

⁽¹⁰⁾ 前揭注(3);和達 同上, p.78;木戸 同上, p.64.

⁽¹¹⁾ SNB: Stratégie nationale pour la biodiversité

⁽¹²⁾ Interministerial Committee for Sustainable Development (CIDD), "The assessment of the National Sustainable Development Strategy (SNDD)2003-2008," 2011.

http://www.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/EN_-_dossier_presse_CIDD_-SNDD.pdf

なお、"Interministerial Committee for Sustainable Development"は、CIDD(Comité interministériel pour le développement durable)の英語表記、"National Sustainable Development Strategy"は、SNDD(Stratégie nationale de développement durable française)の英語表記である。

係る法律案にまとめられ、2009 年 8 月 3 日、「環境グルネル会議の実行計画に関する 2009 年 8 月 3 日の法律(第 2009-967 号)」 $^{(13)}$ (以下「環境グルネル第 1 法」)として制定された $^{(14)}$ 。

環境グルネル第1法第1条では、SNDDについて、地方や国による選任者、労働者や市民社会の代表者、協会や財団の代表者等と連携しながら、EUの持続可能な発展戦略との整合性を図るべく、さらに入念に策定することなどが規定されている⁽¹⁵⁾。

(2) 次期 SNDD (「持続可能な発展の国家戦略 2010-2013 年版―緑の、かつ、公平な経済に向けて」) の策定

2009年1月、政府内にて次期 SNDD の案が まとめられた後、その検討過程において、外部 からの意見聴取(同年24月)や委員会等からの 勧告⁽¹⁶⁾などが行われ、次期 SNDD の最終案「持続可能な発展の国家戦略 2010-2013 年版一緑の、かつ、公平な経済に向けて」は、2010年7月27日、CIDD によって採択された。

この新たな SNDD の主な特徴は、様々な難局(経済危機や財政危機、天然資源の利用の抑制、気候変動の脅威など)に立ち向かいながら、緑で(自然に優しく)かつ公平な(社会及び世代相互の公平な関係が図られた)フランス経済を目指すため、9つの挑戦⁽¹⁷⁾を策定したことである。また、これらの挑戦項目は、EU の持続可能な発展戦略に調和するものである。⁽¹⁸⁾

(なかわたり あきひろ)

(本稿は、筆者が農林環境調査室在職時に執筆したものである。)

⁽¹³⁾ LOI n° 2009-967 du 3 août 2009 de programmation relative à la mise en œuvre du Grenelle de l'environnement(1).

http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=?cidTexte=JORFTEXT000020949548&dateTexte=&oldAction=rechJO&categorieLien=id

⁽¹⁴⁾ 鈴木 前掲注(2), p.77; 村山牧衣子、ブリジット・ジョルジュ「フランス 環境重視の農業を一環境グルネル法を読み解く」『ジェトロセンサー』 60(710), 2010.1, pp.84-85.

⁽¹⁵⁾ Interministerial Committee for Sustainable Development (CIDD), *The historical and legal context of the National Sustainable Development Strategy (SNDD)2010-2013*, France, 2011.

http://www.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/EN_-_dossier_presse_CIDD_-SNDD.pdf

⁽¹⁶⁾ 例えば、CESE (Conseil Economique, Social et Environnemental: 経済、社会および環境評議会) による勧告 (2010年1月27日) がある。勧告は、環境のみならず、経済、社会、文化的な側面からの考察が重要であることなどを主な内容とする。(Interministerial Committee for Sustainable Development (CIDD), *Taking into account the recommendation from the Economic, Social and Environmental Council*, 2011.

^{(17) 9}つの挑戦とは、①持続可能な消費と生産、②情報の発展による知識社会、③政治(ガバナンス)、④気候変動とエネルギー、⑤持続可能な交通と移動、⑥生物多様性と天然資源の持続可能な保全と管理、⑦公衆衛生、予防とリスク管理、⑧人口、移民、社会的包摂、⑨持続可能な発展と世界の貧困に関する国際的挑戦である。

⁽¹⁸⁾ 本項については、Ministère de l'écologie, du développement durable, des transports et du logement, *Les grandes orientations stratégiques*, 2010. http://www.developpement-durable.gouv.fr/Strategie-nationale-de,17586. html> 所収の、CIDD, *La présentation de la SNDD faite lors du CIDD.* を参考にした。

Ⅱ フランス「持続可能な発展の国家戦略 2003-2008」(2006 年 11 月 13 日改定) の行動プログラム「農業と漁業」(農業 関連部分訳出)

Stratégie Nationale de Développement Durable 2003-2008 (actualisée 13 novembre 2006): Programmes d'actions – 7. Agriculture et pêche

国土交通課 中渡 明弘 訳 政治議会課憲法室 鈴木 尊紘 訳

(「持続可能な発展の国家戦略 2003-2008」(2006 年 11月13日改定)の行動プログラムから)

7. 農業と漁業

農業は、フランス本土の54%の地域で行われている。農業は、食品及び産業に係る、再生可能な原料をもたらしてくれるものである。また、農業は、自然資源、水及び土を使うが、これらの資源は無限に再生可能なわけではない。農業活動は、自然の中において取るに足らないものではない。むしろ、時として非常に重要なものなのである。

CAP (共通農業政策) (1) 及び WTO (世界貿易機関) (2) が提起しているさまざまな挑戦は、持続可能な発展に関する新しい戦略を含んでいる。その挑戦は必要に駆られたものでもあるが、同時に、農業に意欲的で高い技術を持つ農民、高品質の生産物、効率のよい農業生産手段といった優位性を持つフランス農業界が活用するチャンスでもある。政府は、農村のもつ多様

性を背景として (これは農村開発法に関係する)、 さまざまな土地の均衡を保証し、地方の推進力 を1つにまとめるために、行動指針を何度も改 定してきたのである。

当文書の中に示される行動指針は、農業が、 持続可能な発展に十全に貢献するために必要と される多様な手段のごく一部でしかない。その 行動の選択の仕方は全く例示的であり、その順 序は一方の他方に対する優先を示すものではな い。

生物多様性の2つの分野―それは農業と漁業を指す―への影響に関して、生物多様性の国家戦略における「農業」と「漁業」に関する行動指針は、最も望ましい実践を支援し、否定的な影響力を減少させ、知識及び調査を向上させ、パートナーシップと経験の交流を促進するさまざまな措置を提案するものである。

I. A. 持続可能な農業のための新たなマネジメント手法

天然資源が再生不可能であることを勘案しながら、天然資源に由来する農産物の再生産が可能となるよう、魅力的なマネジメント手法であることが重要である。

目標 1:農業担当省から提案された SNB (生物 多様性に係る国家戦略) ⁽³⁾の "農業"の行動指針 (5 つの方向付けと 16 の行動⁽⁴⁾) を実行する。

行動指針

- ・農地での活動における生物多様性を農家が よりよく認識することを促進する。
- ・生物多様性にとってよりよい農業実践を普及させ、否定的な影響を及ぼす実践を減ずる。

⁽¹⁾ EU の共通農業政策である。フランス語では PAC(Politique agricole commune)であるが、訳出に際しては、英語名の CAP(Common agricultural policy)に統一した。

⁽²⁾ フランス語では OMC (Organisation mondiale du commerce) である。訳出に際しては、英語名の WTO (World trade organization) に統一した。

^{(3) 1993} 年 12 月 29 日発効の生物多様性条約第 6 条に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と 国の採るべき施策の方向を定めたものである。

- ・遺伝的資源の多様性を保護するとともに強化する。
- ・農業実践の進展とともに農村における生物 多様性の進展を持続させる。
- ・問題への関心と見識を確固たるものとする。

目標 2:農業経営が経済的に不安定にならないように、持続可能な発展に意欲的な農業の新たな手法(特に、合理的農業および生物学的農業)を奨励する。

合理的農業(5)の行動指針

「合理的農業」という語句の利用に関するデクレ(政令)は、2004年3月26日に公布された(デクレ番号:2004-293)⁽⁶⁾。2003年7月1日に、それが目指すところが合理的農業国家委員会により有効なものであると判断され、それ以後進展が見られていた。

現在では、19の公認保証機関が存在しており、 地域委員会も設置されてきた。今は、農業経済 及び農村地域に関する地域委員会が、この地域 委員会を引き継いでいる。

・2006年の状況から見て、2008年には農業 開発においてプラス5%の成長を図る。 ・その目標を達成するために、特に、いわゆる「体系的」とされるデクレ 2004-293 号を 改正することを含む再起動計画を作り上げる。

生物学的農業(7)の行動指針

・2006年1月の「農業の進路指導法(オリエンテーション法)」⁽⁸⁾に基づいて議会で可決された財政的措置によって、また、農村開発の規定の下での農業環境的措置の範囲内で、生物学的農業の再起動計画を実行する。

その他の行動

- ・環境的な拘束の中での開発方法、特に持続 可能な農業実践を奨励する。
- ・CAP の第二の柱 $^{(9)}$ の援助によって、より 持続可能な実践を行うことで生じた費用増 を補う。
- ・CAP の第二の柱として、開発の変更及び 開発上の新しい経済的均衡への援助(農村 開発補助金)によって、より持続可能な農 業実践を強固なものとする。

目標 3:より持続可能な農業に向けて、段階を 踏んだ活動方法を奨励する。

- (4) 5つの方向付けとは、①農地の生物多様性に関する認識の向上、②生物多様性に適した農業実践の普及と改善、③ 農業と食品の遺伝的資源の多様性の保護及び強化、④農村における生物多様性の確実な進展、⑤農業教育や農業研究等の従事者の関心や能力の強化である。また、これらの方向付けを達成するため、例えば、持続可能な発展の地域計画への農業関係者の動員(方向付け①のための行動)を始めとする16の行動内容が示された。(Ministère de L'agriculture et de La Pêche, *Strategie nationale pour la biodiversité Plan d'action agriculture*, 2005, p.4. http://www.ecologie.gouv.fr/IMG/pdf/PA_agriculture-2.pdf))
- (5) 合理的農業とは、CAPの第二の柱(後掲注(9)参照)である農村開発に含まれる農業環境政策の一環として、フランスにおいて、CAPの単一支払い条件とされる GAP(適正農業規範のことであり、農業生産活動が生物多様性に与える影響を抑制するための最低限の基準である)と GAPを上回るレベルの有機農業との間に位置づけられた農業であり、2004年、農業者が環境保全、就労安全性、衛生リスク管理、動物福祉について取り組んでいることを合理的農業として第三者(公認保証機関)が認証する制度が開始された(蔦谷栄一「EU農業環境政策からみたわが国の課題」『農林金融』58(10), 2005.10, pp.31-34.)。
- (6) Décret n° 2004-293 du 26 mars 2004 relatif aux conditions d'utilisation du qualificatif « agriculture raisonnée » (「合理的農業」という語句の利用条件に関する 2004 年 3 月 26 日のデクレ第 2004-293 号) である。
- (7) 有機農業のことである。なお、有機農業については、1980年の「農業の方向付けに関する法律」により、有機農産物の認証制度が確立されている。
- (8) LOI n° 2006-11 du 5 janvier 2006 d'orientation agricole(農業の進路指導に係る 2006 年 1 月 5 日の法律 2006-11 号) である。
- (9) EU 共通農業政策 (CAP) の柱の1つであり、CAPの1999年改革において、価格支持や所得補償 (第一の柱) に 偏重した従来の農政からの転換を図る過程の中で、農村開発が第二の柱として位置づけられた。

行動指針

- ・2006 年 8 月に農業事務所へ送られた指導文 書に従って、当該農業事務所職員を動員す る。
- ・CAP の第二の柱(農村開発)のための援助 者を動員する。
- ・段階を踏んで持続可能な開発の促進方法に 着手するため、CASDAR(農業及び農村開 発への特別会計)をもって充てる。
- ・国レベルでは AOC (原産地呼称統制)、生産地の地理的表示、赤ラベル⁽¹⁰⁾、標準適合証明、生物学的農業生産物の保証及び証明等の各制度により、欧州レベルでは AOP (原産地呼称保護) 及び IGP (生産地表示保護)の各制度により、生産物及び生産手段の質評価に関する現行の実践形態を発展させ、促進する。
- ・持続可能な発展のための活動(持続可能な 農業の形態、異なる分野間の契約、農業環境に 関する地域の契約など)への自発的又は契約 的な参加を奨励する。
- ・天然資源を大切にしながら農業又は森林の 開発システムを進めるため、生物学的な農 業、合理的な農業、土壌の維持技術、森林 の環境保証など、自発的な又は契約による 個人及び団体の活動を助長し続ける。
- ・持続可能な発展のモデルとなるような実践から生産され、栄養のある生産物を他の生産物と差別化するために、赤ラベル、AOC、生産地の標示などの識別サインを消費者が理解できるようにする。

目標 4: 生産者が生産と流通に付随する価値の 一部を受け取ることができるように留意する。 行動指針

- ・供給側の再編成を促進する。
- ・生産者 販売業者の関係に留意しながら仕事を進める。
- ・OCM (市場共通組織) (11) を維持しながら、 いくつかの改善を行っていく。
- ・持続可能な農業によって生み出された生産 物の流通経路を作ることを促進する。

目標 5:利用可能な財政支援、条件に合致した 支援及び農業環境上の措置を通して、プラスの 外部効果を増加させ、マイナスのそれを減少さ せつつ、農業の外部性を考慮に入れる。

行動指針

- ・規則を重視すること以上に、水及び土のよい管理、自然災害の予防、生物多様性、景 観保全のために必要な行動に対して報酬を 与える。
- ・2007年の最後の時期に、持続可能な生産形態の重視を促進するための公的支援を発展させる。すなわち、そうした活動に見合った充足感を与える給与額を定める。
- ・汚染廃棄物に課税する。科学的に明確に定められ、生産物、地域および季節に適合した限界レベルを超えて排出された汚染廃棄物に対して課税する。
- ・殺虫剤によるリスクの削減のため、各省間 の計画を実行する (PIRPP 2006-2009⁽¹²⁾)。
- ・硝酸塩類化学肥料について、より優れた肥料の開発に係る計画を強化する。

⁽¹⁰⁾ 原語は"label rouge"である。赤ラベルとは、フランスにおいて1960年の「農業の方向付けに関する法律」により設立された、家禽、豚、牛、食肉加工品などの生産物について高品質を認証する公的な品質証明制度である。

^{(11) 1962} 年以降、CAP に基づいて農作物別に単一市場が形成された。OCM は市場を統括し支援する組織である。

^{(12) 「2006-2009} 年における殺虫剤のリスク削減に係る省庁間計画(PIRPP 2006-2009)」は、2004 年 6 月策定の「国家衛生環境計画(Plan national santé environnement)」の枠内で実施され、農業で使用される殺虫剤の管理に関する省庁間計画である。その狙いは、農産物や食料品の消費者を守るために殺虫剤の使用や危険性を削減すること、及び、様々な環境(水、大気、土)や生物多様性への殺虫剤の潜在的な影響を削減することである。

目標 6: CAP や WTO の複合性およびそれらの 相互作用について、恒久的な戦略に関する省察 を行う。

行動指針

・COPEIAA (欧州及び国際的農業の未来予測 会議) ⁽¹³⁾により、CAP/WTO に関する戦略 的な省察を行う。

目標7:欧州の基金を使用しながら、農村の持 続可能な発展を促進する。

2007-2013年の FEDER (欧州地域開発基金) (14) の欧州規則に従って、次に掲げる3つの方針を通じて農村の持続可能な発展を図る。

- ・加工分野と同様に、農林業分野の経済活動 を支援する。
- ・農林業分野における環境によい実践及び環 境保全活動を支援する。
- ・持続可能な発展の3つの柱⁽¹⁵⁾に従って、 農村地域の開発及び活性化を支援する。

目標 8:農業生産物及び食品に係る公衆衛生上のリスクの領域において、農業生産物及び食品の公衆衛生上の品質改善の観点から、監視、抑制、統御の仕組みを強固にする。

行動指針

リスクの予防及び管理を同時に実施する DGAL(農業水産省食品総局)の戦略計画を通じ て、

- ・人間及び動物の健康、環境に係る公衆衛 生及び植物衛生上のリスクを軽減するため に、診断方法並びに監視及び予防を発展さ せる。
- ・当該リスクの評価に係る情報収集及びその リスクに関係する機関は、速やかに対応す る。危機に備え、速やかに、リスク管理に 適応する。
- ・危険な生産物の利用を制限し、社会の期待 に応えるため、農業生産物及び食品の生産 過程の安全性を確保できる革新的な技術及 び手順の策定を促進する。
- ・生産、加工、供給のコントロールを強化し、 次に掲げる農産食品の製造過程の各々にお いて責任をより一層明確化する。
 - 原料の利用状態
 - 動物の病気及び植物に有害な有機体に 対する予防・防除の実行
 - 食品の公衆衛生上の安全
 - 公衆衛生上、リスクとなる物質によって食物連鎖が破壊される状況
 - EU 規則の「衛生パッケージ」⁽¹⁶⁾により、加工された生産物のトレイサビリティ⁽¹⁷⁾を促進すること

目標9:生産システムにおける有益な生物多様

- (13) 欧州及び国際的農業の未来予測会議(COPEIAA)は、2008年に、持続可能な農業及び農工業の戦略会議(CSAAD)にとって代わられた。この組織の任務は、農業水産省の農業に関する戦略決定を行うことである。
- (14) 欧州地域開発基金(FEDER)は、EU 加盟国や EU 域内の地域間格差を縮小させ、調和のとれた発展を促進するために 1975 年に設立された。同基金による対策としては、インフラの整備、雇用創出対策、地域開発プロジェクト、中小企業対策などがある。
- (15) 持続可能な発展の3つの柱とは、「経済」、「社会」、「環境」であり、2002年、国連の持続可能な開発に関する世界 首脳会議(南アフリカで開催)において採択された「ヨハネスブルク宣言」で明らかにされた。
- (16) 2006年1月1日発効の「人間又は動物の食用に供される食品の衛生及び検査に関する EU 規則」のことである。同規則は、すべての食品、動物用飼料及び食品部門のすべての事業者に適用される明確な単一の政策を導入し、食品業界の全体について、警告システムを含めた食品安全性を管理するための有効な手段を創設することを目的とする。これまで 18本の EU 指令に分散していた従前の関連規則を統合し簡素化したことから「衛生パッケージ」と呼ばれている。
- (17) 農業生産物や食品がどこで作られ、どのように流通されてきたのかという生産・流通履歴を明らかにすることにより、その農業生産物や食品の安全性を証明する制度である。

性を保護し、特徴づけ、評価し、その持続可能 な利用を可能とする。

行動指針

- ・公共及び私的な組織間で、資源の保持及び 変種の開発を相互に可能とする。
- ・市場に出荷される生産物の多様性を促進しつつ、私たちの遺伝的かつ食物上の遺産の 多様性を保存する。
- ・伝統的な又は郷土の生産物の市場出荷を促進する。
- ・種子及び苗の質の維持に貢献する。
- ・優れた種子の維持に貢献する。
- ・種子及び苗に係る規則を厳格に実施、統御 する。
- ・種子製造企業の技術的な適応、特に病気に 対して抵抗力/耐性のある品種の選択に貢 献する。
- ・遺伝子資源の保存能力を強化する。
- ・消費者の健康に危害を及ぼさない範囲で、 高品質な生産物については遺伝子資源を活 用する。
- ・古くからある品種及び身近にある野生の栽培変種の保存活動を効率よく進める。
- ・農業及び食生活のための遺伝子資源をよりよく特徴づけ、評価し、価値を高めるため、研究活動(基礎及び応用遺伝学、ゲノム研究、個体群の遺伝学など)を支援する。
- ・バイオ分子工学委員会が提示した勧告を尊重しながら、遺伝子組換え作物用耕地において試験的栽培を制限しつつ行う。また、遺伝子組換え作物に関する評価及び決定のプロセスの中で、リスク及び潜在的な利得並びに不確定要因も考慮に入れる。
- ・遺伝子組換え作物の利用に付随するリスク、 利得及び不確定要因について、研究を深め る。
- ・遺伝子組換え作物の試験的な栽培の影響を

確認するため、その領域における生物学的 な監視を強化する。

- ・リスク及び遺伝子の領域において、高レベ ルの科学的な鑑定を維持する。
- ・植物の遺伝に関する資源について、安全性 に係る法律及び規則の枠組みを整備する。

目標 10:農家における動物の遺伝的資産を保護する。

行動指針

- ・地方自治体の重要な地域計画(エコツーリズム、質の高い生産、景観の保持、生態バランス) における農家の家畜の遺伝子管理を国家全体の政策の中に組み込む。
- ・危機品種を援助する仕組みを継続しながら (本来の環境での保持)、農家における飼育を 維持する。
- ・家畜の種及び個体数の遺伝子多様性を長期 間維持する手段として、冷凍物質の形状で の保存(国の低温バンク)を強化する。
- ・FAO (国連食糧農業機関) が定める世界的 な戦略の枠組みの中で、動物の遺伝子資源 の保存、管理及び活用に関する国家戦略を 仕上げる。

I. B. 持続可能な海面漁業に向かって

フランスでは、海の資源及び生態系を守るために数多くの活動を実施している。

- ・国際的な計画では、FAOの作業の一環として、漁業における生物多様性及び地方組織に関する活動。
- ・欧州の計画では、CFP (共通漁業政策) (18) の一環としての活動。
- ・国の計画では、例えば、海の保護区域にお けるネットワークの設立に関する活動。

海の資源及び生態系の保存は、漁業資源の持 続可能な管理を目的とするあらゆる漁業政策の

⁽¹⁸⁾ EUの共通漁業政策である。フランス語では PCP (Politique commune de la pêche) であるが、訳出に際しては、 英語名の CFP (Common Fisheries Policy) に統一した。

重要な部分である。

2002年に改定された CFP は、特に EU が漁業に関して設定した国際レベルの目標を達成するため、資源の持続可能な管理を目的としている。これ以降、環境は CFP の核心にある。 FEP (欧州漁業基金) (19) は、漁業資源の持続可能な管理のための自主的な取組みを財政的に支援する。

2006年6月に農業水産省によって策定された、漁業に関する国の将来計画は、当該テーマの大きな部分を含み、漁場における"持続可能な最大の漁獲高"を目指すという目標を取り戻すことになった。

目標1:環境に優しい漁業機器の使用を促進する。

行動指針

・漁場の特性に合った漁業機器を導入するため、行政関係者、専門家および科学者間の パートナーシップに基づく計画を立ち上げる。

目標 2:漁船団と漁獲との均衡を研究する。 行動指針

- ・漁場の中での均衡を回復させるため、特定 の船団を排除する(活動を停止させる)計画 を立てる。
- ・地域及び漁場による目標設定(漁業関係者の努力による管理)によって、地域間の均衡を十分に維持する。
- ・売れ残りを制限するために、供給(生産)と需要(市場)との関係を強化する。

目標 3:漁場における入漁枠を規定して実施する。

行動指針

・TAC (総漁獲許容量) (20) と特別割当てのシステムを一般化する。

- ・漁に関する調査及び海の環境の進展についての理解を進める。
- ・特に、漁業への就業又は漁獲割当使用権に ついて調整を図り、漁業を営む権利に一貫 性を持たせる。
- ・漁師の責任を明確化するために、漁業の権利の管理システムを見直す(漁業権の共同管理システムへの移行)。
- ・生産者組織を強化するとともに、(生産者組織に加入していない)未加入企業枠も設ける。
- ・漁業活動のコントロールについて高水準を 維持する。

目標 4: 省エネルギーで適正な漁業を実施する。 行動指針

- ・エネルギー消費がより少なくてすむ漁業技 術を発展させるため、船舶を再建造する。
- ・現在作られ始めている(デンマーク製の引き 網を使用した)生産力の非常に高い漁業機 器の開発を制限する。
- ・海と陸の生産物の質を改善する。高品質な 生産物を生み出すこと及びその生産物が容 易に識別できることを一般化する。そのた めに産業全体の枠組みを作る。産業全体で の共同生産物及び廃棄物の再活用を図る。

I. C. 海及び陸地での養殖:持続可能な発展 方法の開始

およそ10年前から困難に直面した養殖業は、 その環境の中で時々もろい一面を見せている。 農業水産省は、持続可能な開発を進めることを 関連産業の専門家に勧めてきた。

目標 1:養殖業における雇用の創出を支援する。 行動指針

・養殖の開発を進めることよりも、若者を雇 用することを優先し、その規定に適う枠を

^{(19) 2007-2013} 年における EU 域内の漁業振興のための基金であり、約38 億ユーロの予算が計上されている。

⁽²⁰⁾ 漁獲量を安定させ、中長期な視点から水産資源を保護するため、魚種の保護に関する規則(Regulation (EC) No. 2371/2002)に基づいて決められている。

修正する。

目標 2: 衛生的で、安全かつ高品質の生産物を 消費者に供給することを保証する。

行動指針

- ・生産物の質の改善に繋がる研究を促進する。
- ・消費者が高品質の生産物を確認できるよう な活動を促進する。
- ・当該活動の適切な実施方法について、専門 家から周知させる。
- ・強制力のある規則により、衛生に関する規範を定める。

目標 3:環境を重視する活動を保証する。 行動指針

- ・設備の導入、高性能な技術の開発及び養殖 場の再建設のため、企業の現代化を支援す る。
- ・養魚の廃棄を制限するため、研究活動を続ける。
- ・抗生物質の使用に関係するリスクを抑える ため、ワクチンを多く開発する研究を行う。
- ・漁によって得られる魚の食品用の魚粉業者 への使用を制限するため、研究を開始する。

(なかわたり あきひろ)(すずき たかひろ)

(本稿のうち中渡翻訳分は、中渡が農林環境調査室在職中に訳出したものである。)